

## 品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付要綱

制定 平成9年2月13日 区長決定

改正 平成11年2月4日 要綱第7号

改正 平成18年1月4日 要綱第2号

改正 平成20年3月24日 要綱第51号

改正 平成21年2月26日 要綱第20号

改正 平成23年6月20日 要綱第99号

改正 平成27年9月2日 要綱第470号

改正 平成28年2月17日 要綱第41号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、心身障害児の就園する品川区内私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助するため、品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって心身障害児教育の振興・発展を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、心身障害児とは、区内の私立幼稚園に就園する満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、心身に何らかの障害を有し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）に規定する愛の手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第42条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 東京都児童相談所、東京都心身障害者福祉センター等において心身障害児と判定された者
- (5) 医師の診断により心身障害児と診断された者

### (補助対象者)

第3条 補助金は、心身障害児が1月以上在籍する区内の私立幼稚園の設置者で、心身障害児教育に積極的に取り組み、かつ、保護者の負担軽減に努めていると認められるもの（以下「補助対象者」という。）に対し交付する。ただし、新たに設置者を欠きや

むを得ない理由により設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営および経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、補助金の交付を受けることができる。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、私立幼稚園における心身障害児教育の教育条件の維持・向上に資するための経費とし、次に掲げる経費をいう。

- (1) 教職員人件費
- (2) 教員研究経費
- (3) 設備関係費

(補助金額)

第5条 補助金の交付額は、補助対象者が設置する幼稚園に1月以上在園する心身障害児の数に、300,000円を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金対象幼児一覧（第2号様式）
- (3) その他区長が必要と認めた書類

(交付決定および通知)

第7条 区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知する。

(請求)

第8条 交付決定の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付決定の日から14日以内に補助金交付請求書（第4号様式）により区長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、補助対象者から前条の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助対象者は、補助対象経費の執行状況を常に明確にするため、補助金の収入および支出に関する帳簿ならびに補助対象経費の支出に関する記録を整備し、補助金交付

年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(執行状況報告)

第11条 補助対象者は、補助対象経費の執行状況について区長から報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助対象者は、補助金交付年度の翌年度の5月末日までに、品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金実績書(第5号様式)を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助対象者が次に掲げる事項に該当するときは、交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 補助対象者は、前条の規定による取消しがあった場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を区長が指定する期日までに遅滞なく返還しなければならない。

付 則

この要綱は平成11年2月4日から適用する。

付 則

この要綱は平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成28年2月17日から適用する。

品川区長あて

印

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金申請書

品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう申請します。

記

1. 補助金の申請額                    ¥ \_\_\_\_\_ -

2. 心身障害児の在籍状況

	男	女	計
満3歳児	人	人	人
3歳児	人	人	人
4歳児	人	人	人
5歳児	人	人	人
合計	人	人	人

3. 補助金執行計画内容

(1) 歳入



区 分		予算額
①本年度収入額 (②+③+④+⑤) ※学校法人園は前年度繰越を除く。		円
②東京都補助金		円
内 訳	私立特別支援学校等経常費補助 (学校法人園)	円
	私立幼稚園障害児教育事業費補 助 (学校法人以外の園)	円
	経常費補助金教育振興事業費補 助金等 (上記以外の都補助金)	円
③国補助金		円
④品川区補助金		円
⑤生徒納付金等其他収入額		円

品川区補助金 執行計画 (予定) 額	
(1)心身障害児教育事業費補助金	円
(2)振興費+健康管理費補助金	円
(3)防災安全対策費補助金	円
(4)総額 ((1)+(2)+(3))	円

←※上記(4)の総額を記入して下さい。

※ 品川区心身障害児教育事業費補助金の  
用途の内訳を記入して下さい。↓

(2) 歳出

区 分		予算額	補助金充当額内訳
①本年度支出額 (②+③+④+⑤) ※学校法人園は次年度繰越額を除く。		円	(1)心身障害児教育事業費補助金 円
②人件費支出額		円	(1)- 1 円
③教育管理経費 (a)+(b)+(c)+(d)		円	
内 訳	(a)消耗品費支出額	円	
	(b)光熱水費支出額	円	
	(c)教員研究費支出額	円	(1)- 2 円
	(d)その他支出額	円	
④設備関係費支出額		円	(1)- 3 円
⑤その他支出額		円	

年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金対象園児一覧

幼稚園名	
------	--

心身障害児教育事業費補助金対象園児一覧

番号	氏名	生年月日等		障害内容	判定機関	都補助対象者には○をつけてください。
		生年月日	年齢			
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

保護者の同意を得た補助対象幼児は、上記のとおりで相違ないことを証明します。

年 月 日

園長名

園長 (印)

幼稚園設置者

様

品川区長  
濱 野 健

年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金  
交付決定通知書

付で申請のあった 年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金について、  
下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1. 補助金額                    ¥ \_\_\_\_\_ -

2. 補助金の使途                    年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金申請  
書のとおりとする。

3. 補助条件                    補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、次の補助条件に従わ  
なければならない。

(1) 補助金の収入、支出に関する帳簿を整備し、経理および補助対  
象経費の執行状況を常に明確にしておく。

補助対象経費の執行状況について、区長から報告を求められた  
場合は、速やかにこれに応じる。

(2) 当該年度が終了したときは、翌年度の5月末日までに、品川区  
私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金実績書（第5号様式）を  
区長に提出する。

(3) 区長から補助金の返還命令が出されたときは、指定された期日  
までに補助金を返還する。

年 月 日

品川区長あて

印

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金交付請求書

年 月 日付、 発第 号により交付決定された 年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金について、下記の金額を請求いたします。

記

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

※ 金額はアラビア数字を使用し、訂正は認められません。

※ 金額の頭に¥の記号を併記してください。



年 月 日

品川区長あて

印

幼稚園名	
所在地	
設置者	印

年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金実績書

年 月 日付、 発第 号で交付決定した、 年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金の使途について、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金額      ¥ \_\_\_\_\_

2. 補助金の使途      品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金執行内訳書  
(第5号様式の2)のとおり

第5号様式の2(12条関係)

年度品川区私立幼稚園心身障害児教育事業費補助金執行内訳書

設置者名

㊦

区分	①決算額	②都補助金充当額		④区補助金執行額	⑤差引 ①-(②+③+④)	備考
A収入総額						
B人件費支出						
C教育研究・管理経費 (a)+(b)+(c)+(d)						
内 訳	(a)消耗品費支出					
	(b)光熱水費支出					
	(c)教員研究費支出					
	(d)その他支出					
D設備関係費支出						
Eその他支出						
F支出総額 (B+C+D+E)						

A収入総額・F支出総額については資金収支計算書の金額とします。

但し、収入総額については前年度繰越、支出総額については次年度繰越金を差し引いてください。

㊦

## 心身障害児教育事業費補助金に係る調書

園名		記入者名	
幼児氏名 住所	年 月 日生まれ 歳 (学齢)		
主障害の状況			
幼稚園における生活・教育上要する配慮および対応 (具体的に)			
教職員配置等の配慮について			

※ 補助金を申請する幼児のうち、都補助の対象とならなかった幼児について提出してください。

※ なお、添付書類として身体障害者手帳 (写し)、愛の手帳 (写し)、東京都児童相談所もしくは東京都心身障害者福祉センター等の判定書、医師の診断書のいずれかを提出してください。

※ 東京都児童相談所もしくは東京都心身障害者福祉センター等の判定書、医師の診断書は原本の提出が基本ですが、写しの場合は余白に「原本に相違ないことを認めます」という園長の認証をつけてください。